

議第212号 呉市農業技術拠点センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、呉市農業技術拠点センターのうち倉橋農業技術拠点センターの施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
研修室	9:00~12:00	0.7	6,300	4,410
	12:00~17:00	0.7	10,500	7,350
	17:00~22:00	0.7	10,500	7,350
営農相談室	9:00~12:00	0.7	2,500	1,750
	12:00~17:00	0.7	4,200	2,940
	17:00~22:00	0.7	4,200	2,940
会議室	9:00~12:00	0.7	1,900	1,330
	12:00~17:00	0.7	3,200	2,240
	17:00~22:00	0.7	3,200	2,240

3 施行期日

令和2年4月1日